

改正後	改正前
<p>一 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。）にあつて次のいずれかの経験を有する者。ただし、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）の前におけるとび・土工事業に関するイ又はロに掲げる経験は、それぞれ解体工事業に関するイ又はロに掲げる経験とみなす。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 六年以上経営業務を補佐した経験</p> <p>二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し六年以上次のいずれかの経験を有する者</p> <p>イ 経営業務の管理責任者としての経験</p> <p>ロ 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験</p>	<p>一 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。）にあつて次のいずれかの経験を有する者。ただし、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）の前におけるとび・土工事業に関するイ又はロに掲げる経験は、それぞれ解体工事業に関するイ又はロに掲げる経験とみなす。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 七年以上経営業務を補佐した経験</p> <p>二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し七年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>